

すぐ出来る生命保険と生前贈与を活用した相続税対策

いよいよ来年 2015 年以降の相続より相続税の増税が始まります。今回は一番手軽でリスクの低い生命保険の非課税と生前贈与とを併用した場合の対策効果について具体的に検証してみました。まず、参考までに次の 1. と 2. で相続税の課税価格別被相続人と遺産争いの現状について掲げてみました。

1. 課税価格別被相続人(2012 年中の相続)

国税庁発表の課税価格(財産から債務等控除した金額に3年以内の生前贈与加算額)別被相続人によると、2012 年中に相続税を課税された全国 52,572 人中、1 億円以下が 25.6%、1 億円超 2 億円以下が 47.3%、2 億円超 3 億円以下が 13.4%と 3 億円以下で 86.3%を占めています。

2. 遺産争いの現状

2012 年の裁判所の統計資料によると、遺産分割事件のうち、遺産の価額別認容・調停成立件数 8,791 件中、1000 万円以下が全体の 1/3、5000 万円以下になると全体の 3/4 を占め、遺産の金額が少ない程争いが多く、相続税の課税と遺産争いとは無縁ともいえます。

3. 一時払い終身生命保険加入と生前贈与を活用した場合の検証

死亡保険金は法定相続人×500 万円の相続税の非課税枠がありますので、預貯金に余裕があり生命保険の非課税枠が空いていれば、預貯金の一部を一時払い終身保険に変えることによって相続税のかかる課税財産から非課税財産になり、課税対象から外すことができます。

贈与税は相続税を補完する目的で導入されたもので、同じ課税価額では相続税よりも税負担が大きくなるようになっています。従いまして、相続税対策として金銭等の贈与を行うには、相続税の軽減額より毎年の贈与税の累計税負担が少なくなるように贈与する金額を設定する必要があります。

(前提条件)

- ・ 相続人：配偶者と子 2 人 ・ 贈与年数：10 年間 ・ 受贈者：相続人 3 人
- ・ 一時払い終身保険に 1500 万年加入(生命保険未加入であったとする)
- ・ 相続税は 2015 年改正以後の税率及び基礎控除を適用

課税価額(生前贈与前・保険加入前)1 億円の場合

(単位：千円)

| 年贈与金額 | 110 万円 | 160 万円 | 210 万円 | 260 万円 | 310 万円 | 360 万円 | 410 万円 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 贈与税負担額 | 0 | 1,500 | 3,000 | 4,500 | 6,000 | 8,250 | 10,500 |
| 相続税軽減額 | -2,950 | -3,150 | -3,150 | -3,150 | -3,150 | -3,150 | -3,150 |
| 差引効果 | -2,950 | -1,650 | -150 | +1,350 | +2,850 | +5,100 | +7,350 |

※対策前の相続税額が 3,150 千円のため、それ以上の効果はない。

課税価額(生前贈与前・保険加入前)3 億円の場合

(単位：千円)

| 年贈与金額 | 110 万円 | 160 万円 | 210 万円 | 260 万円 | 310 万円 | 360 万円 | 410 万円 |
|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 贈与税負担額 | 0 | 1,500 | 3,000 | 4,500 | 6,000 | 8,250 | 10,500 |
| 相続税軽減額 | -8,400 | -10,475 | -12,350 | -14,225 | -16,100 | -17,975 | -19,775 |
| 差引効果 | -8,400 | -8,975 | -9,350 | -9,725 | -10,100 | -9,725 | -9,275 |

注 1. 年贈与金額は、一年当りの受贈者一人への金額です。贈与総額は、年贈与金額×3 人×10 年となります。

注 2. 2015 年改正税法が当初より 10 年継続するものとしています。

注 3. 相続税の計算上、法定相続分で遺産分割するものとして配偶者税額軽減を適用しています。3 年以内贈与税の加算及び贈与税額控除は考慮していません。

(解説)

上記の表では、課税価額が 1 億円の場合は、一時払い終身保険の 1500 万円の加入と生前贈与の 110 万円の非課税枠を使った贈与でほぼ相続税は 0(あと 2 年贈与を続ければ完全に 0)になります。課税価額 3 億円の場合は、年 310 万円の贈与が最も効果があります。310 万円は贈与税の最低税率(310 万円—110 万円は 200 万円)10%を使えるギリギリの金額なので効果が高くなります。又、受贈者が贈与を受けた金銭等で個人年金や生命保険に加入することにより用途を制限することや納税資金の準備となりさらに効果的です。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区悲田院町 8-26 天王寺センターハイツ 509 号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

西野会計事務所

検索

